

指名停止一覧表

平成29年4月7日現在

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気(株) 代表取締役執行役員社長 新野 隆	平成29年4月7日から 平成30年4月6日まで (12か月) ※期間特例適用	第2条第1項 別表第2第3号 第4条第3項 第5条第3号	遅くとも平成21年12月21日頃までに、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器にかかる談合事件において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令等を受けた。 このことは、工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。